

防衛省防衛研究所仕様書

1 / 6

| | | | |
|----|-------|----|--------|
| 件名 | 日本語教育 | 作成 | 教育部教務課 |
|----|-------|----|--------|

1 適用範囲

この仕様書は、防衛省防衛研究所が部外委託する外国人留学生（以下「留学生」という。）に対する日本語教育の実施について規定する。

2 日本語教育部外委託に関する要求

2.1 教育期間等

2.1.1 教育期間

契約締結日～令和6年3月29日

2.1.2 教育コース

独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が共催する日本語能力試験（以下「JLPT」という。）における日本語能力認定レベルに準じ、次に掲げる5コースの設定を基準とする。

(1) 上級コース

JLPTにおけるN2相当の留学生を対象とする。

(2) 上中級コース

JLPTにおけるN3相当の留学生を対象とする。

(3) 中級コース

JLPTにおけるN4相当の留学生を対象とする。

(4) 中初級コース

JLPTにおけるN5相当の留学生を対象とする。

(5) 初級コース

JLPTにおけるN5相当未満の留学生を対象とする。

2.1.3 日本語能力の確認・評価及び教育コースの選定

契約相手方は、契約締結後速やかに、留学生に対して語学力テスト等を行うことにより、留学生の日本語能力を確認・評価し、各留学生の適切な教育コースを選定するものとする。

なお、語学力テスト等の日本語能力の確認・評価は、初回講義として教育回数に含むものとする。

2. 1. 4 教育時間及び回数

各教育コースとも教育時間は1回90分以上。回数は留学生1人あたり33回（日本語能力の確認・評価を含む）を基準とし、官側の発する発注書に基づくものとする。

2. 1. 5 教育実施日

教育実施日は週2回、平日午後3時45分～午後5時15分の実施を基準とし、教育実施日程及び時間は、契約締結後速やかに官側との協議により決定するものとする。

2. 1. 6 講師人員数

留学生1名につき、1人を基準とする。

2. 2 教育の実施要領等

2. 2. 1 カリキュラム作成等

契約締結後速やかに受講者ごとに日本語能力を確認・評価し、官側と協議しつつ、別紙第1に示すと通りの語学到達レベルに達するためのカリキュラムを留学生ごとに作成し、その内容を受講者及び官側に提示したうえで、教育を実施するものとする。

2. 2. 2 連絡調整先

官側の連絡調整先は、留学生担当責任者（防衛省防衛研究所教育部教務課職員）とする。

2. 3 教 場

教場は、契約相手方が指定する施設を利用し、留学生が当該施設に赴き教育を受けるものとする。

ただし、契約相手方が指定する施設の所在地は、防衛省防衛研究所（新宿区市谷本村町5-1）から徒歩30分以内で到着できる範囲とし、施設使用費については、契約相手方の負担とする。

2. 4 講師の要件

2. 4. 1 日本語を母国語とし、公益財団法人日本国際教育支援協会が主催する日本語教育能力検定試験に合格程度の能力を有していること。

2. 4. 2 大学等の高等教育を修了していること。

2. 4. 3 公益財団法人日本英語検定協会が主催する実用英語技能検定2級合格程度以上の英語力及び講師経験を有していること。

2. 4. 4 契約相手方は、上記要件に適合する講師を選定し、あらかじめ官側に提示し、了解を得るものとする。

2. 5 講師の変更

2. 5. 1 契約相手方は、可能な限り教育期間中同一の者を講師として教育に当たらせるものとする。

2. 5. 2 講師について、やむを得ない理由により、教育期間中を通じて同一人物が実施しない場合には、教育を実施する講師の間で確実に実施内容を引き継ぎ、その状況を十分把握していることを必要とする。

なお、講師を変更する場合にも、変更を予定する講師は2. 4に規定する要件を満たす必要があり、変更について、あらかじめ官側に了解を得るものとする。

2. 5. 3 講師の素行について、講師として相応しくないと認められた場合、官側は契約相手方に講師の変更を求めることが出来るものとする。

2. 6 教育に必要な教材等

本契約に必要な教材等については、契約相手方において準備し、教材費については契約相手方の負担とする。

2. 7 守秘義務の遵守

契約相手方及び講師等の本契約に関わる者は、本契約により知り得た事項（個人情報を含む。）について守秘義務を負い、契約終了後においても同様とする。

また、契約相手方は、講師等の本契約に関わる者に対し、守秘義務を遵守させるものとする。

2. 8 報告等

2. 8. 1 契約相手方は、教育期間終了後速やかに2. 2項に基づく教育内容の実施状況等を纏めた教育成果報告書を作成し、官側に提出するものとする。

2. 8. 2 教育成果報告書には、下記（1）から（5）に示すような当該教育における日本語能力（JLPTにおける日本語能力認定レベルに準じた。）の進捗状況及び留学生の出席状況並びに講師に関する事項等を記載するものとし、様式は契約相手方所定のものとする。

（1）教育によって向上した分野

（2）更なる努力が望まれる分野

（3）教育終了後に個人で実施するべき効果的な学習方法の助言

（4）出席状況及び受講態度

（5）語学到達目標レベルに対する最終達成度

2. 8. 3 契約相手方は、教育期間中に官側から教育の実施状況等について報告を求められた場合には、その都度報告を行うものとする。

3 受講に係る発注要領

3. 1 発注書

官側は、受講の10日前までに別紙第2発注書により契約相手方に対して発注を行う。

3. 2 受講日の調整

受講日程を決定するにあたり、契約相手方と受講者は適時適切に調整するものとする。

3 履行期限

令和6年3月29日（教育成果報告書の提出を含む。）

4 検査

2項について教育成果報告書により検査を実施する。

5 その他

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。

教育の実施要領等

1 教育対象予定留学生（派遣国及び人数）

アメリカ1名、韓国1名、インド1名、タイ1名、カンボジア1名 以上5名

2 教材

契約相手方所定の教材を使用する。

3 教育内容

(1) 上級コース

対象となる留学生の日本語に係る「聞く」、「話す」、「読む」及び「書く」の技能をN1相当へと高めることを目標とする。

(2) 上中級コース

対象となる留学生の日本語に係る「聞く」、「話す」、「読む」及び「書く」の技能を向上させ日本語能力検定試験におけるN2相当以上へと高めることを目標とする。

(3) 中級コース

対象となる留学生の日本語に係る「聞く」、「話す」及び「読む」の技能向上に重点を置き、日本語能力検定試験におけるN2相当以上へと高めることを目標とする。

(4) 中初級コース

対象となる留学生の日本語に係る「聞く」、「話す」及び「読む」の技能向上に重点を置き、日本語能力検定試験におけるN2相当以上へと高めることを目標とする。

(5) 初級コース

対象となる留学生の日本語に係る「聞く」、「話す」及び「読む」の技能向上に重点を置き、日本語能力検定試験におけるN2相当以上へと高めることを目標とする。

4 その他

官側もしくは契約相手方の都合により教育日程等に変更が生じる場合は、事前に相手方に通報するとともに、変更となった回を別の日または時間に振り替える等の処置をするものとする。

なお、一般課程の休講等で振替の出来ない場合は、速やかに官側と協議するものとする。

教日第 号

発 注 書

殿

支出負担行為担当官
防衛省防衛研究所
企画部総務課会計室長

次のとおり発注する。

| 項 目 | 規 格 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 | | | | | |
| 納 入 期 限 令和 年 月 日 | | | | | |

この発注書のとおり検査に合格したことを証明する。

令和 年 月 日

検査官所属
官 職
氏 名